

—よくあるご質問—

- ・同時に着色範囲全てが示している浸水範囲と浸水深になりますか。

破堤地点ごとでのシミュレーションをそれぞれ行い、その全ての図を重ねた上で、一番浸水深が深い範囲を示していますから、一度の大雨で、図に示している範囲や水深が全て一致する可能性は低いです。

- ・無着色の箇所は、安全ですか。

対象となる河川以外の河川や水路からの氾濫、内水による氾濫などは考慮していませんので、無着色の箇所でも浸水が発生する場合や想定される浸水深が実際の浸水深と異なることがあります。

また、実際の降雨と想定している降雨が一致することは稀であるため、氾濫した場合に、必ず着色箇所だけで浸水が納まるとは限りません。

- ・洪水浸水想定区域図や水害リスク図はどこで見れますか。

印刷したものは、お近くの土木事務所で閲覧可能です。また、県庁（9F）河川課でも閲覧可能です。

今後、洪水浸水想定区域図や水害リスク図を反映した「ハザードマップ」が完成すれば、市町から各家に配布されますので、浸水状況を把握することができます。

- ・地点ごとの浸水深をウェブサイトで調べることができますか。

これらの図面は、避難行動を促すためのもので、数字が重視されるものではありません。そのため、基本的にはウェブサイトで浸水深を調べることはできません。

日頃から、どこへ、どのように、どのタイミングで避難すると良いのかを考え、準備していただくための参考として作成しております。

ただし、洪水浸水想定区域図については、地点ごとの浸水深を国土交通省のウェブサイト（浸水ナビ）で確認できます。

- ・浸水ナビ：<https://suiboumap.gsi.go.jp/>

・水害リスク図の中で簡易版とは、何をどう簡易にしたものですか。

国の「洪水浸水想定区域図作成マニュアル」や「中小河川洪水浸水想定区域図作成の手引き」を基本としていますが、氾濫地点を河道の状況から限定したり、河道への戻りやポンプ場などの排水施設の効果を考慮しないなどとしています。

また、「浸水継続時間」や「家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）」は作成していません。

・作成手法の違いによって、どう成果が異なりますか。

一概には言えませんが、簡易的な手法を用いていることによって、簡易版の方が浸水範囲や浸水深が大きめに出ている可能性があります。

また、実際の降雨が想定と一致することは稀であることから、事前に潜在的な浸水リスクを認識していただき、早めに適切な避難行動をとるために活用していただくことが大事だと考えています。

・洪水浸水想定区域図や水害リスク図は、法律で作成することが義務付けられているのですか。

洪水浸水想定区域図は、法律で義務付けされているものですが、水害リスク図は、法律で義務付けされていないものではありません。

水害リスク図は、県内の市町長からの要望を受け、県独自で取り組んだものです。

なお、全ての県管理河川で「水害リスク図」を作成することは、全国的にも先進的な取り組みです。